

休日当番

連休中の休日当番医(5月3日～5日)

●問い合わせ 菊池郡市医師会テレホンサービス ☎0968(25)3300

5月3日(水) 憲法記念日	三隅内科医院(内)	合志市	096(248)6161
	たしろクリニック(胃・内・肛・ア)	大津町	096(340)3220
	田中医院(内・胃内・外)	菊池市	0968(38)7070
	菊池眼科(眼)	菊池市	0968(25)5678
5月4日(木) みどりの日	新生堂薬局大津店(薬)	大津町	096(294)1737
	宮本内科クリニック(内・小・循)	菊池市	0968(25)2047
	光進会クリニック(内・胃・消内・代内・ア・呼内)	大津町	096(294)8888
	熊本リハビリテーション病院(整・内)	菊陽町	096(232)3111
5月5日(金) こどもの日	永田眼科(眼)	菊陽町	096(285)1117
	はなぶさクリニック(内・呼内・循内・糖内・ア)	大津町	096(282)8555
	入佐内科医院(内)	菊池市	0968(38)3824
	柴田整形外科(整・リハ)	合志市	096(346)5500
	大津なかしま眼科(眼)	大津町	096(293)3383
	おおづま薬局(薬)	大津町	096(237)6692

※医療機関の都合によりやむを得ず変更になる場合もありますので、最新情報は、菊池郡市医師会テレホンサービスにてご確認ください。
また、受診する際は各医療機関に電話でご確認ください。

募集

令和5年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備考
保健師または助産師	子育て・健診センター	月～金	8:30～17:15 のうち5時間30分	保健師または助産師	1,219円～1,368円	有	有	
介護支援専門員	介護保険課	月～金	8:30～17:15 のうち7時間30分	介護支援専門員	1,158円～1,294円	有	有	
看護師	介護保険課	月～金	8:30～17:15 のうち7時間	看護師	1,137円～1,278円	有	有	
保育士	大津保育園	月～金	7:00～13:00 のうち4時間	保育士	1,026円～1,246円	無	有	年に1・2回程度土曜日の勤務有 ※平日振替対応 ※時給により社保加入の可能性あり
		月～金のうち週4日	7:00～18:00 のうち7時間30分			有	有	2～3ヵ月に1回程度土曜日または日曜日の勤務有(平日振替対応)
幼稚園教諭(担任)	陣内幼稚園	月～金	7:30～17:15 のうち7時間30分	幼稚園教諭	1,219円～1,262円	有	有	
幼稚園教諭	大津幼稚園	月～金	7:30～17:15 のうち7時間	幼稚園教諭	1,026円～1,137円	有	有	
給食調理員	学校給食センター	月～金	8:30～16:45	調理師または実務経験2年以上	1,026円～1,246円	有	有	
給食調理補助(A)	学校給食センター	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～16:30	-	922円～949円	有	有	
保育園調理員	大津保育園	月～金のうち週4日	8:15～17:00 のうち7時間30分	調理師または実務経験2年以上	1,026円～1,137円	有	有	月1回程度土曜日半日勤務有(平日振替対応)
子ども家庭支援員	子育て支援課	月～金	8:30～17:15 のうち7時間	保健師、看護師、社会福祉士、保育士のいずれかの資格を持っている人	(保健師) 1,219円～1,368円 (看護師) 1,137円～1,278円 (社会福祉士) 1,219円～1,324円 (保育士) 1,026円～1,246円	有	有	
外国人相談員	役場庁舎	月～金のうち週2日程度	8:30～17:15 のうち7時間30分	外国語でコミュニケーション業務の経験のある人	1,305円	無	無	

●募集期限 4月10日(月) ●受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
●申込方法 履歴書および各種資格証明書(写し)を役場総務課へご提出ください。
※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
●任用期間 令和5年5月1日～令和6年3月31日(一部職種を除く)
●その他 申込者については原則面接を実施する予定です。・報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。
・勤務条件により期末手当が支給されます(任期が6ヵ月以上で週15時間30分以上勤務する場合に支給)。
・募集の詳細などは変更となる場合があります。
・勤務条件など詳しくは右の二次元コードから町ホームページをご確認いただくか、役場総務課の窓口で配布しています。

詳しくはこちら▼



国民年金

学生の皆さんへ「学生納付特例制度」

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

20 歳以上60歳未満の人は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納付しなければなりません。一般的に所得の少ない学生の人には、国民年金保険料の納付が先送り(猶予)される「学生納付特例制度」があります。この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金を申請することができます。

■令和5年度の申請は4月から

●対象者
大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下(※2)の人(※1)各種学校
学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程(※2)所得の基準額
128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など
●必要書類
①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)または在学証明書(原本)
②印かん
(認印可。本人の場合は不要)

■前年度からの継続申請
令和4年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から、「学生納付特例申請書(はがき)」が4月初旬に送付されます(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。はがきに、必要事項を記入して返送することで令和5年度の申請ができます。

■申請するときの注意事項
・申請時点の2年1ヵ月前の月分まで遡ることができません。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。
・学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めること(追納)ができます。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せられますので、ご注意ください。

保険

国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国 民健康保険は、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人を除く、全ての人が加入します。健康保険の切り替えは自動的には行われませんので、取得・喪失などの変更があった時には、役場健康保険課へ14日以内に届け出てください。

■届出が遅れると……
●加入の場合
加入資格を得た日(他の健康保険の喪失日)までさかのぼって保険料を納める必要があります。

●脱退の場合
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療給付費や健診の助成金を返還する必要があります。さらに、国民健康保険の保険料と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうこととなりますので、ご注意ください。

※国民健康保険の脱退は、郵送での手続きも可能です。以下を送付してください。
・国民健康保険証(全員分)
・職場の健康保険証(全員分)
・届出者の住所・氏名・連絡先・国保の脱退を希望する旨を書いた書類(メモ、便箋など)

	どんなとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入するとき(職場の健康保険に加入していない場合)	●転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき(扶養からはずれたとき)	●職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※
	※社会保険資格喪失証明書や離職票、退職証明書など誰がいつ、どの健康保険をやめたかが分かる証明書が必要です。	
脱退	他の市町村に転出するとき	●国民健康保険証(全員分) ●印かん
	職場の健康保険に加入したとき(扶養に入ったとき)	●国民健康保険証(全員分) ●職場の健康保険証(全員分) ●印かん